

袋井市第6期障がい福祉計画  
袋井市第2期障がい児福祉計画  
令和3年度～令和5年度

令和3年3月  
袋 井 市

## 目 次

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の推進体制	4
5	障がい福祉計画等の対象となる人の状況 (障害者手帳等の所持状況)	5
6	事業の体系	6
7	第5期障がい福祉計画(第1期障がい児福祉計画)の総括	17
8	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について	
	(1) 令和5年度の目標値等	21
	(2) 自立支援給付に係るサービスの見込量	25
	(3) 障害児通所給付に係るサービスの見込量	31
	(4) 地域生活支援事業実施に関する事項	32
	(5) 基盤整備に関する事項	34
<b>【資料編】</b>		
資料1	第5期計画実績値と第6期計画値等の比較	35
資料2	市内障害福祉サービス等提供施設一覧	36
資料3	計画策定の経過	38
資料4	袋井市障害者計画推進協議会設置要綱	39
資料5	袋井市障害者計画推進協議会委員名簿	41

## 1 計画策定の趣旨

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の各規程に基づき、障がいのある人が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

本市は、平成19年3月に障がいのある人のための施策に関する基本的な計画「第1次障害者計画」、平成25年3月に「第2次障害者計画」、平成30年3月に「第3次障がい者計画」を策定するとともに、平成19年3月に障がい者計画の下支えとなる、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保する数値目標を示す「第1期障害福祉計画」を、平成21年3月に「第2期障害福祉計画」、平成24年3月に「第3期障害福祉計画」、平成27年3月に「第4期障害福祉計画」、平成30年3月には「第5期障がい福祉計画」に新たに「第1期障がい児福祉計画」を盛り込みそれぞれ策定し、障がいのある人が住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を送ることができるように、様々な支援を行ってまいりました。

5期にわたる計画期間中に施設整備も進み、利用者数も年々増加しておりますが、更なる福祉資源、サービスの提供体制の充実を図るため、第5期までの進捗状況の分析や国・県の指針を踏まえ、令和5年度までの各目標値及びサービスの見込量などを示した、「第6期障がい福祉計画」と「第2期障がい児福祉計画」を策定するものです。

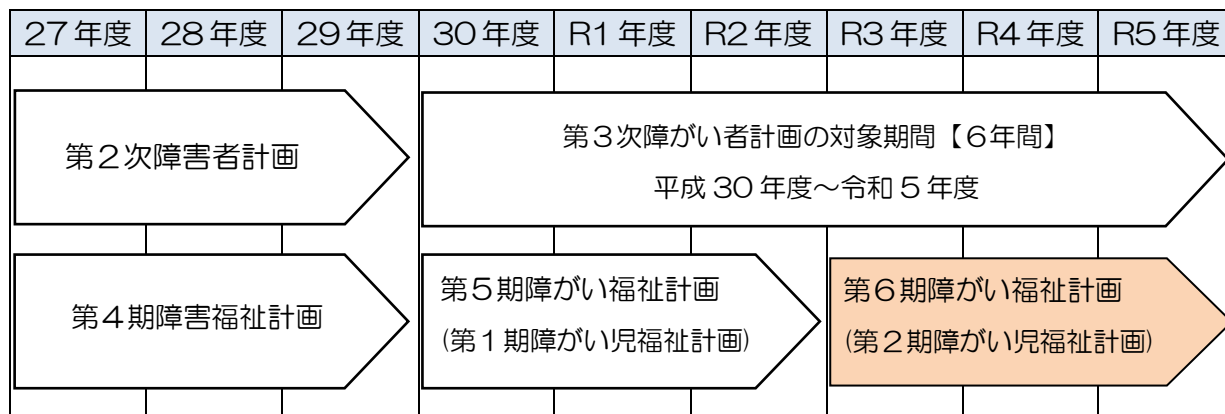
## 2 計画の位置づけ

本市における障がい者施策は、施策の基本的方向を示す「障がい者計画」と、施策の目標数値を示す「障がい福祉計画」のほか、平成30年度から障がい福祉計画に新たに盛り込まれた「障がい児福祉計画」で進められており、これらは「袋井市総合計画」の一環として、部門別・具体的計画の役割を担うものです。

第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）の計画期間は、平成30年度から令和2年度までの3カ年となっていることから、今回、第5期計画の実績等を踏まえ、必要な見直しを行い、令和3年度から令和5年度までの3年間を新たな計画期間としています。

### 3 計画の期間

市町村障害福祉計画等の計画期間は、3年1期として定めることとされています。第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3年間の計画として策定します。



### 4 計画の推進体制

本計画は、障がいのある人が住み慣れた地域で生活を送るために必要なサービス等の提供の確保に向けて推進するものであり、進捗状況を確認するとともに、計画的に取組みを進めていくことが必要となります。

そのため、年1回、進捗状況や実績を評価し、袋井市障害者計画推進協議会や中東遠圏域自立支援協議会等から意見・提案等を受けるとともに、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、必要に応じて計画を変更する等の措置を講じます。

#### 「障がい」のひらがな表記について

袋井市では、平成29年3月16日作成の「袋井市「障がい」ひらがな表記取扱指針」により、従来、用いられてきた「障害」の「害」という漢字表記について、その否定的なイメージから、「不快感」や「差別感」を多くの障がい者が抱いていることに配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、「障がい」とひらがな表記を行うこととしています。なお、法令等で既に使われている固有名詞等については、漢字表記を使用しています。

## 5 障がい福祉計画等の対象となる人の状況（障害者手帳等の所持状況）

### （1）身体障害者手帳所持者（令和2年3月31日現在 単位：人）

等級 障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	40	52	8	7	16	8	131
聴覚・平衡機能障害	12	41	19	35	1	65	173
音声言語機能障害	0	1	17	8			26
肢体不自由	204	185	159	312	104	48	1,012
内部障害	451	7	94	137			689
合計	707	286	297	499	121	121	2,031

### （2）療育手帳所持者（令和2年3月31日現在 単位：人）

障害程度 区分	A	B	合計
18歳未満	51	205	256
18歳以上	201	379	580
合計	252	584	836

### （3）精神保健福祉手帳所持者（令和2年3月31日現在 単位：人）

	1級	2級	3級	合計
所持者数	39	272	149	460

### （4）特定疾患受給者証所持者：535人（令和2年3月31日現在）

### （5）障害福祉サービス等の利用者障害別状況（令和2年3月利用者 単位：人）

	全体	身体	知的	精神	その他	重複
自立支援給付	440	82	207	104	5	42
障害児通所給付	252	13	134	4	97	4

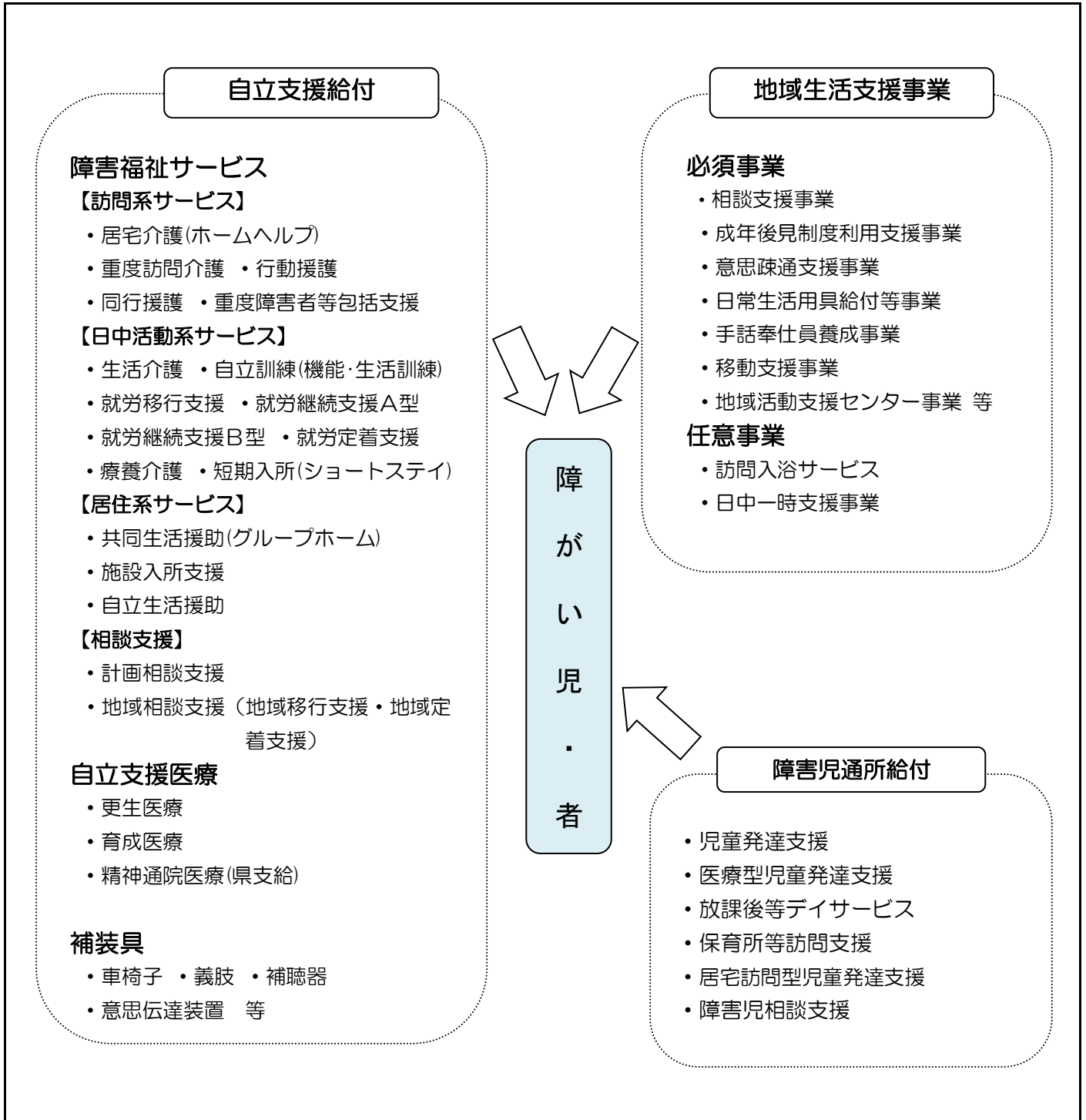
### （6）計画見直しによる障害福祉サービス等の受給者数の見込み（単位：人）

		令和2年度 見込数値	令和5年度 見込数値	増減
自立支援給付	訪問系サービス	70	60	△10
	日中活動系サービス	450	581	131
	居住系サービス	104	114	10
障害児通所給付		253	352	99

※ 受給者数は、受給資格を有する人の数であるため、実際にサービスを受けている利用者の数を上廻ることになる。

## 6 事業の体系

障がい者（児）を対象にした福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく「自立支援給付」、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により市が実施する「地域生活支援事業」及び児童福祉法に基づく「障害児通所給付」に大別され、「自立支援給付」は、「障害福祉サービス(訪問系、日中活動系、居住系、相談支援)」、「自立支援医療」及び「補装具」に分けられます。



自立支援給付、障害児通所給付及び地域生活支援事業のサービス内容は、次のとおりです。

### 自立支援給付

自立支援給付の障害福祉サービスには、障害支援区分の認定が必要なサービスもあります。

障害支援区分については、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を示すものとして、区分1から6に分かれており、障害支援区分認定調査（80項目）を実施し、障害支援区分認定審査会において、障がいの特性など個別に配慮すべき事項を考慮し決定されます。

障害福祉サービス名		対象者及びサービス内容
(1) 訪問系サービス	ア 居宅介護（ホームヘルプ）	【主な対象者】 障害支援区分1以上で、在宅で生活している人
		【サービス内容】 自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	イ 重度訪問介護	【主な対象者】 障害支援区分4以上で、二肢以上に麻痺があり、認定調査において、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」が「できる」以外に認定されている人
	【サービス内容】 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	
	ウ 行動援護	【主な対象者】 障害支援区分3以上で、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人
		【サービス内容】 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(2) 日中活動系サービス	エ 同行援護	<p>【主な対象者】 移動に著しい困難を有する視覚障がい者</p> <p>【サービス内容】 視覚障がいにより移動が著しく困難な方に対し、移動時の援護及び外出先での視覚的情報の支援を行いません。</p>
	オ 重度障害者等包括支援	<p>【主な対象者】 障害支援区分6で、意思疎通に著しい困難を有し、四肢に麻痺がある重度の身体・知的障がい、又は強度行動障がいのある人</p> <p>【サービス内容】 重度の肢体不自由者で常に、介護を必要とする人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。</p>
	ア 生活介護	<p>【主な対象者】 障害支援区分3以上で、常時介護を必要とする人（50歳以上の場合は、障害支援区分2以上）</p> <p>【サービス内容】 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。</p>
	イ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	<p>【主な対象者】 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、支援が必要な身体障がい者又は難病患者</p> <p>【サービス内容】 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>
	ウ 就労移行支援	<p>【主な対象者】 65歳未満で、一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人</p> <p>【サービス内容】 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>



(2) 日中活動系サービス	<p>工 就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)</p>	<p>【主な対象者】 就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人（A型=雇用型） 就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される人（B型=非雇用型）</p>
		<p>【サービス内容】 一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>
	<p>オ 就労定着支援</p>	<p>【主な対象者】 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人</p>
		<p>【サービスの内容】 企業・自宅等への訪問等により、生活リズム、家計や体調の管理等について、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。</p>
	<p>カ 療養介護</p>	<p>【主な対象者】 病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする方で、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など呼吸管理を行っている障害支援区分6以上の人、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で、障害支援区分5以上の人</p>
		<p>【サービス内容】 医療的ケアに加え、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。</p>
	<p>キ 短期入所 (ショートステイ)</p>	<p>【主な対象者】 障がい者（身体・知的・精神）、難病患者、障がい児で障害支援区分1以上の人</p>
		<p>【サービス内容】 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。</p>

(3) 居住系 サービス	ア 共同生活援助 (グループホーム)	【主な対象者】 身体・知的・精神障がい者で、自立支援給付で 日中活動系サービスの利用者、又は、介護を必要 とせず就労している人
		【サービス内容】 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入 浴、排せつ又は食事の介護、その他日常生活の 援助を行います。
	イ 施設入所支援	【主な対象者】 生活介護の対象者。自立訓練・就労移行支援の 利用者で、生活能力上、単身の生活が困難な方 や地域の社会資源の状況から通所が困難な人
		【サービス内容】 夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等、生活 等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活 上の支援を行います。
	ウ 自立生活援助	【主な対象者】 障害者支援施設やグループホーム等を利用して いた障がい者で一人暮らしを希望する人
		【サービス内容】 定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活等の 確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡 調整等の支援を行います。
(4) 相談 支援	ア 計画相談支援	【主な対象者】 障害福祉サービス又は地域移行支援、地域定着 支援を利用する全ての人
		【サービス内容】 サービス等利用計画を作成し、障がい者の自立 した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサ ービス利用に向けて、ケアマネジメントにより きめ細かく支援を行います。

(4) 相 談 支 援	イ 地域移行支援	【主な対象者】 施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者のうち、地域生活への移行を予定している人
		【サービス内容】 入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
	ウ 地域定着支援	【主な対象者】 地域移行支援により賃貸住宅等へ帰住した単身者及び同居している家族により支援を受けられない帰住者
		【サービス内容】 入所施設や精神科病院から退所・退院した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

区 分		対象者及びサービス内容
自 立 支 援 医 療	ア 更生医療	【主な対象者】 18歳以上の身体障害者手帳所持者で、人工関節置換術、ペースメーカー埋込術、腎移植術等により、身体障がいの除去・軽減することで、社会的不利の軽減が見込まれる人
		【サービス内容】 障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする手術等の医療に対して、医療費を給付します。
	イ 育成医療	【主な対象者】 障がいや将来一定の障がいを残すと認められる疾病があり、身体障がいの除去・軽減することで、社会的不利の軽減が見込まれる18歳未満の児童
		【サービス内容】 障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする手術等の医療に対して、医療費を給付します。

補装具	【主な対象者】 身体障害者手帳所持者又は難病患者
	【サービス内容】 義足や車椅子等の用具購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給をします。

障害児通所給付

区 分		対象児及びサービス内容
障 害 児 通 所 給 付	ア 児童発達支援	<p>【主な対象者】 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童</p> <p>【サービス内容】 日常生活の基本的動作を習得及び集団生活に適應することができるよう、療育等の支援を行います。</p>
	イ 医療型児童 発達支援	<p>【主な対象者】 集団療育及び個別療育や治療を行う必要がある上肢、下肢又は体幹機能の障がいのある未就学の児童</p> <p>【サービス内容】 児童発達支援及び治療等の支援を行います。</p>
	ウ 放課後等 デイサービス	<p>【主な対象者】 放課後及び長期休暇中に、療育等の支援が必要であると認められる就学中の児童</p> <p>【サービス内容】 就学中の障がい児等へ、放課後や長期休暇中にも、生活能力向上のため継続的に療育等の支援を行います。</p>
	エ 保育所等訪問支援	<p>【主な対象者】 集団生活を営む施設に通う児童であって、集団生活に適應するために専門的な支援を必要があると認められる児童</p> <p>【サービス内容】 保育所等において、集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする児童に、施設を訪問し支援を行います。</p>

才	居宅訪問型 児童発達支援	<p>【主な対象者】 重症心身障害児等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児</p> <p>【サービス内容】 障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識機能の付与等の支援を行います。</p>
	カ	障害児相談支援

### 地域生活支援事業

区 分		サービス内容及び実施内容
(1)	ア 相談支援事業 (利用者負担なし)	<p>障がいのある人、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談体制やネットワークの構築を行います。</p> <p>【障害者相談支援】 身体・知的・精神の3障がいに対するケアマネジメントが行える相談体制をつくり、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。</p> <p>【自立支援協議会】 相談支援事業により3障がいに対応した地域自立支援協議会を設置・運営し、関係機関とのネットワーク化を進めていきます。</p> <p>【相談支援機能強化事業】 相談支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、専門的な知識能力を有する職員を配置して相談支援機能の強化を図ります。</p>

	<p>【住宅入居等支援事業】 賃貸契約による一般住宅の入居を希望しているが 入居が困難な障がい者に対し、必要な調整等の支援 を行います。</p>
イ 成年後見制度 利用支援事業 (利用者負担あり)	<p>成年後見制度を利用することが有効と認められる 知的・精神障がいのある人に対して、制度の利用を 支援し、権利擁護を図ります。</p> <p>【成年後見制度利用支援事業】 低所得者に対し、成年後見の申立てや後見人等の報 酬の全部又は一部を助成することにより、制度の利 用を促進します。 (助成限度額/月額:在宅 28,000 円、施設入所 18,000 円)</p>
ウ 意思疎通支援事業 (利用者負担なし)	<p>聴覚障がいのある人及び音声・言語機能に障がい のある人等とのコミュニケーションを図る際に必要 に応じて、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、聴 覚障がいのある人等の福祉の増進と社会参加の促 進を図ります。</p> <p>【手話通訳者及び要約筆記者派遣事業】 病院への通院等、学校・公共、施設等への用務、 冠婚葬祭、社会参加活動等を派遣対象として実施 します。</p>
エ 日常生活用具 給付等事業 (利用者負担あり)	<p><b>日常生活用具給付事業</b> 障がいのある人に対し、特殊寝台等の日常生活用具 を給付、又は貸与することにより、日常生活の便宜 を図ります。 給付品目・給付基準額は県のガイドラインを参考に 設定し実施します。 (利用者負担金は5%)</p> <p>【対象用具】</p> <p>① 介護・訓練支援用具 特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身 体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用い る椅子などの用具</p> <p>② 自立生活支援用具 入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置な ど、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自 立生活を支援する用具</p>

		<p>③在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器など、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具</p> <p>④情報・意思疎通支援用具 点字器など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具</p> <p>⑤排泄管理支援用具 ストーマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品</p> <p><b>住宅改修費助成事業</b> 日常生活を営むのに著しく支障のある重度の障がいのある人が段差解消等住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付します。 (利用者負担金は10%)</p> <p><b>点字図書給付事業</b> 在宅の視覚障がいのある人に、点字図書を給付することにより、必要な情報の入手が容易にできるよう、支援を図ります。 (自己負担額は一般図書の購入価格相当額)</p>
才	手話奉仕員養成事業	<p>聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。</p> <p><b>【手話奉仕員養成事業】</b> 講師資格のある聴覚障がい者・手話通訳者に依頼し、養成講座を実施します。 (受講料は無料。テキスト代金等実費負担)</p>
カ	移動支援事業 (利用者負担あり)	<p>屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行います。</p> <p><b>【外出介護事業】</b> 指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。 (利用者負担金は5%)</p>

	キ 地域活動支援 センター事業 (利用者負担なし)	障がい等のある人に対し、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、社会との交流促進等を図ることを目的として、創作的な活動又は生産的な活動の機会及び日中活動の場所を提供します。 【地域活動支援センター事業】 事業者への委託により実施し、利用者の日常生活から生じる課題に対し、関係機関と連携した支援を行います。
(2) 任 意 事 業	ア 訪問入浴 サービス事業 (利用者負担あり)	家庭の浴槽で入浴することが困難な重度の障がいのある人に対し、看護師等が移動入浴車により家庭を訪問して入浴の支援を行います。  【訪問入浴サービス】 指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。  (利用者負担金は5%)
	イ 日中一時支援事業 (利用者負担あり)	障がいのある人の日中活動の場を確保し、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。  【日中一時支援事業】 指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。  (利用者負担金は5%)



## 7 第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）の総括

### （1）第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）のサービス見込量と実績（18～20ページ）

第5期計画における、サービス見込量と実績の差異の主な理由は次のとおりです。

ア 訪問系サービスについては、利用者のニーズに対応するため複数の事業所により支援するなど、事業所間の連携が必要となっています。また利用者数については、介護保険制度との併用が可能な障がい者（65歳以上の高齢者等）の介護保険サービスへの移行のほか、コロナ禍における外出自粛等の影響もあり、見込値を下回る結果となりました。

イ 日中活動系サービスについては、サービスによっては見込みを大きく上回っている事業や大きく下回っている事業もありますが、日中活動系サービス全体では、概ね見込みどおりとなりました。

ウ 居住系サービスについては、施設入所者の自然減等はあるものの、サービス全体では、概ね見込みどおりとなりました。

エ 障害児通所給付については、放課後等デイサービスのサービス提供事業所の開設等により、サービス全体では見込みを大きく上回る数値となりました。

### （2）現状の課題と今後の方向性

障害福祉サービスの利用については、障害者総合支援法が施行され、障がいの種別（身体・知的・精神・難病等）にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるようになりましたが、実際には支援の専門性、設備の問題などから、日中活動系・居住系サービスについては障がい種別を限定し事業を行っている事業所がほとんどです。

このため施設整備が進んだ分野については利用者が増加していますが、サービスによっては利用できる施設が充分でなく、不足する施設の整備が課題となっています。

また、訪問系サービスにつきましては、市内の事業所数が減少したことにより、サービスが行き届かなくなる状況が伺えるため、必要な方に安定したサービスが提供できるよう、課題等の把握のほか、事業者との連携をより強化していく必要があると考えます。

#### ア 施設入所について

施設入所については、入所者本人の意思を尊重しながら、施設における集団生活から地域移行を進めてきましたが、施設退所後、地域で自立した生活のためには、多くの支援が必要になることから、地域移行が難しい状態にあります。今後は、地域移行の推進を図るため、一般企業への就労支援の他、日中活動の場を提供する日中活動系サービス施設の整備も求められます。

イ 共同生活援助(グループホーム)について

障がいのある人が住み慣れたまちで、その人らしく自立した生活を送ることができるよう、施設の整備に取り組んできました。

今後も、施設整備について、必要に応じ知的障がいや精神障がいの専門性を持った法人等と協議を進めます。

ウ 障害児通所給付について

障害児通所給付については、放課後等デイサービスの利用者が年々増加しており、この傾向は続くことが見込まれます。

今後についても、児童発達支援や保育所等訪問支援等と合わせ、障がいの状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが求められます。

エ 相談支援体制の充実

障がい者が自立して自らが望む暮らしを実現するためには、サービスの適切な利用を支え、ニーズや課題等にも対応する相談支援体制の構築が重要になってくることから、基幹相談支援センターや相談支援専門員の育成、適正配置等を進めます。

(3) 第5期計画の見込量(計画値)と実績

自立支援給付

【訪問系サービス】				30年度	R1年度	R2年度	
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	見込	利用者数	(人)	64	67	70	
		利用量/人	(時間)	12	12	12	
		見込量 A	(時間分)	768	804	840	
	実績	利用者数	(人)	62	57	51	
		利用量/人	(時間)	10	10	12	
		サービス利用量 B	(時間分)	604	587	612	
	増減	増減(B-A)	(時間分)	△164	△217	△228	
	【日中活動系サービス】						
	生活介護	見込	(通所)利用者数	(人)	109	120	121
(通所)利用量			(日)	20	20	20	
(入所)利用者数			(人)	70	65	67	
(入所)利用量			(日)	20	20	20	
見込量 A			(人日分)	3,580	3,700	3,760	
実績		(通所)利用者数	(人)	105	108	118	
		(通所)利用量	(日)	20	20	20	
		(入所)利用者数	(人)	69	64	63	
		(入所)利用量	(日)	20	20	20	
		サービス利用量 B	(人日分)	3,502	3,431	3,691	
増減		増減(B-A)	(人日分)	△78	△269	△69	
自立訓練(機能訓練)		見込	利用者数	(人)	1	1	1
			利用量/人	(日)	8	8	8
			見込量 A	(人日分)	8	8	8
	実績	利用者数	(人)	1	0	0	
		利用量/人	(日)	15	0	0	
		サービス利用量 B	(人日分)	5	0	0	
	増減	増減(B-A)	(人日分)	△3	△8	△8	

自立訓練（生活訓練）	見込	利用者数	（人）	10	10	10
		利用量／人	（日）	16	16	16
		見込量 A	（人日分）	160	160	160
	実績	利用者数	（人）	13	3	6
		利用量／人	（日）	18	17	27
		サービス利用量 B	（人日分）	237	49	160
	増減	増減（B-A）	（人日分）	77	△111	0
就労移行支援	見込	利用者数	（人）	19	19	22
		利用量／人	（日）	18	18	18
		見込量 A	（人日分）	342	342	396
	実績	利用者数	（人）	19	14	20
		利用量／人	（日）	16	15	15
		サービス利用量 B	（人日分）	295	246	304
	増減	増減（B-A）	（人日分）	△47	△96	△92
就労継続支援 A 型 （雇用型）	見込	利用者数	（人）	11	12	12
		利用量／人	（日）	20	20	20
		見込量 A	（人日分）	220	240	240
	実績	利用者数	（人）	9	8	13
		利用量／人	（日）	18	19	20
		サービス利用量 B	（人日分）	161	171	259
	増減	増減（B-A）	（人日分）	△59	△69	19
就労継続支援 B 型 （非雇用型）	見込	利用者数	（人）	158	170	179
		利用量／人	（日）	17	17	17
		見込量 A	（人日分）	2,686	2,890	3,043
	実績	利用者数	（人）	167	196	202
		利用量／人	（日）	18	18	18
		サービス利用量 B	（人日分）	2,957	3,462	3,642
	増減	増減（B-A）	（人日分）	271	572	599
就労定着支援	見込	見込者数 A	（人分）	1	1	1
	実績	実利用者数 B	（人分）	1	2	0
	増減	増減（B-A）	（人分）	0	1	△1
療養介護	見込	見込者数 A	（人分）	6	7	7
	実績	実利用者数 B	（人分）	6	7	8
	増減	増減（B-A）	（人分）	0	0	1
短期入所	見込	（福祉型）利用者数	（人）	26	28	28
		（福祉型）利用量	（日）	10	10	10
		（医療型）利用者数	（人）	2	2	2
		（医療型）利用量	（日）	7	7	7
		見込量 A	（人日分）	274	294	294
	実績	（福祉型）利用者数	（人）	21	25	25
		（福祉型）利用量	（日）	9	9	10
		（医療型）利用者数	（人）	1	1	2
		（医療型）利用量	（日）	4	2	2
		サービス利用量 B	（人日分）	189	203	266
	増減	増減（B-A）	（人日分）	△85	△91	△28
日中活動系サービス 全体の利用者数	見込	見込者数 A	（人分）	413	435	450
	実績	実利用者数 B	（人分）	412	428	457
	増減	増減（B-A）	（人分）	△1	△7	7

【居住系サービス】

共同生活援助 （グループホーム）	見込	見込者数 A	（人分）	32	33	34
	実績	実利用者数 B	（人分）	25	36	40
	増減	増減（B-A）	（人分）	△7	3	6

施設入所支援	見込	見込者数 A	(人分)	70	65	67
	実績	実利用者数 B	(人分)	72	67	64
	増減	増減 (B-A)	(人分)	2	2	△3
自立生活援助	見込	見込者数 A	(人分)	1	2	3
	実績	実利用者数 B	(人分)	0	0	1
	増減	増減 (B-A)	(人分)	△1	△2	△2

【相談支援】

計画相談支援 (サービス利用計画作成)	見込	見込者数 A	(人分)	483	493	503
	実績	実利用者数 B	(人分)	489	498	499
	増減	増減 (B-A)	(人分)	6	5	△4
地域相談支援 (サービス利用計画作成)	見込	見込者数 A	(人分)	3	3	4
	実績	実利用者数 B	(人分)	1	1	0
	増減	増減 (B-A)	(人分)	△2	△2	△4

障害児通所給付

【障害児通所給付】				30年度	R1年度	R2年度
児童発達支援	見込	利用者数 A	(人分)	105	110	113
		利用量/人	(日)	4	4	4
		見込量 A	(人日分)	420	440	452
	実績	実利用者数 B	(人分)	102	90	91
		利用量/人	(日)	4	5	4
		サービス利用量 B	(人日分)	408	450	378
	増減	増減 (B-A)	(人分)	△12	10	△74
医療型 児童発達支援	見込	利用者数 A	(人分)	0	0	0
		利用量/人	(日)	0	0	0
		見込量 A	(人日分)	0	0	0
	実績	実利用者数 B	(人分)	0	0	0
		利用量/人	(日)	0	0	0
		サービス利用量 B	(人日分)	0	0	0
	増減	増減 (B-A)	(人分)	0	0	0
放課後等デイサービス	見込	利用者数 A	(人分)	109	124	135
		利用量/人	(日)	10	10	10
		見込量 A	(人日分)	1,090	1,240	1,350
	実績	実利用者数 B	(人分)	128	158	220
		利用量/人	(日)	11	11	8
		サービス利用量 B	(人日分)	1,408	1,738	1,754
	増減	増減 (B-A)	(人分)	318	498	404
保育所等訪問支援	見込	利用者数 A	(人分)	2	3	4
	実績	実利用者数 B	(人分)	0	1	0
	増減	増減 (B-A)	(人分)	△2	△2	△4
居宅訪問型 児童発達支援	見込	利用者数 A	(人分)	0	1	1
		利用量/人	(日)	0	1	1
		見込量 A	(人日分)	0	1	1
	実績	実利用者数 B	(人分)	0	0	0
		利用量/人	(日)	0	0	0
		サービス利用量 B	(人日分)	0	0	0
	増減	増減 (B-A)	(人分)	0	△1	△1
障害児相談支援	見込	利用者数 A	(人分)	255	270	281
	実績	実利用者数 B	(人分)	272	279	311
	増減	増減 (B-A)	(人分)	17	9	30

(注1) 各サービスの利用者数、利用量については、各年度の実数値より月平均の数値を算出し記載

(注2) サービス利用量については、各年度の実数値を算出し記載

(注3) 令和2年度の実績については、前年度末の実績に当該年度に増減が見込まれる数値を加算し算出

## 8 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について

### (1) 令和5年度の目標値等

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、障がい児支援の提供体制等を整備する必要があります。この計画においては、令和5年度を目標年度として、国の指針を踏まえた上で、第5期計画の実績や地域の実情に応じて、次のような目標数値等を設定します。

#### ア 施設入所者の地域生活への移行

##### 【目標値の設定】

国は、令和5年度末における地域生活に移行する者の数値を設定するにあたり、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行し、施設入所者の1.6%以上の削減を基本に、地域の実情やこれまでの実績を踏まえて設定するよう求めています。

(ア) 入所者数(A)の数値について、令和2年3月末を基準日として、令和5年度の目標値を設定することとされており、令和2年3月末の入所者数は、64人となっております。

(イ) 削減の見込み(B-A)については、国の指針は令和2年3月末時点の入所者数1.6%削減であり、地域移行が見込まれるものや通過施設を利用するものなどを見込み、国の方針に合わせ、1人減の63人と設定しました。

(ウ) 地域生活移行数は、令和2年3月末に入所施設に入所しているもので地域移行が見込まれるもの1人と、新たに通過施設に入所するもの3人を移行者として見込み4人に設定しました。

項目	数値	考え方
入所者数(A)	64人	令和2年3月末の数
令和5年度入所者数(B)	63人	令和5年度末時点の利用人数を見込む
【目標値】 削減見込 (B-A)	△1人	差引増減見込数
【目標値】 地域生活移行数	4人	令和5年度末までに施設から地域移行する者の数(累計)

◆ 施設入所待機者数 21人(令和2年3月31日現在)

## イ 地域生活支援拠点等における機能の充実

国は、障がいのある人に対し、相談、緊急時の受入・対応等の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点を、市内又は圏域に1つの拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討するよう求めています。

本市では、令和元年度に中遠地域自立支援協議会袋井支部において制度の概要等について共有化を図ったことから、今後、地域生活支援拠点の整備について検討を進めます。

## ウ 福祉施設から一般就労への移行等

### ① 福祉施設から一般就労への移行

#### 【目標値の設定】

令和5年度の年間一般就労移行者数16人は、国の指針に合わせ、令和元年度実績の1.27倍以上に求められておりますが、②、③及び④を合算した数値とし、1.45倍以上に設定しました。

#### 【福祉施設から一般就労への移行】

項目	数値	考え方
基準年度 一般就労者数(A)	11人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 令和5年度の年間 一般就労者数	16人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数

### ② 就労移行支援事業所から一般就労への移行

#### 【目標値の設定】

令和5年度の年間一般就労移行者数のうち、就労移行支援事業所から一般就労者数7人は、国の指針に合わせ、令和元年度実績の1.30倍以上に設定しました。

#### 【就労移行支援事業所から一般就労への移行】

項目	数値	考え方
基準年度 就労移行支援事業所から の一般就労者数(A)	5人	令和元年度において就労移行支援事業所から一般就労した人の数
【目標値】 令和5年度の 一般就労者数(C)	7人	令和5年度末時点の一般就労者数を見込む

### ③ 就労継続支援A型事業所から一般就労への移行

#### 【目標値の設定】

国の指標では、令和元年度実績の1.26倍以上が就労継続支援A型事業所から一般就労となるよう求めています。

この度、市内に就労継続支援 A 型事業所が設置され、既に、袋井市在住の利用者もいることから、今後においても、利用者の増加が想定されるため、令和5年度における一般就労者数を新たに設定しました。

【就労継続支援 A 型事業所から一般就労への移行】

項 目	数 値	考 え 方
基準年度 就労継続支援 A 型事業所 からの一般就労者数 (A)	0人	令和元年度において就労継続支援 A 型事業 所から一般就労した人の数
【目標値】 令和5年度の 一般就労者数 (C)	1人	令和5年度末時点の一般就労者数を見込む

④ 就労継続支援 B 型事業所から一般就労への移行

【目標値の設定】

令和5年度の年間一般就労移行者数のうち、就労継続支援 B 型事業所からの一般就労者数8人は、国の指針に合わせ、令和元年度実績の 1.23 倍以上に設定しました。

【就労継続支援 B 型事業所から一般就労への移行】

項 目	数 値	考 え 方
基準年度 就労継続支援 B 型事業所 からの一般就労者数 (A)	6人	令和元年度において就労継続支援 B 型事業 所から一般就労した人の数
【目標値】 令和5年度の 一般就労者数 (C)	8人	令和5年度末時点の一般就労者数を見込む

エ 就労定着支援事業における就労定着率

【目標値の設定】

国の指針では、一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することとし、また、就労定着支援事業所全体の7割以上が、就労定着率8割以上となるよう求めています。

【就労定着支援事業利用者数】

項 目	数 値	考 え 方
令和5年度の年間 一般就労見込	16人	ウー①の目標値
【目標値】 一般就労者のうち就労定 着支援事業利用者数	12人	令和5年度末時点の就労定着支援事業利用 者数の7割以上を見込む

【就労定着率について】

項 目	数 値	考 え 方
就労定着支援事業者数	2箇所	令和2年3月末の事業者数
【目標値】 就労定着率8割以上の事業者数	2箇所	令和5年度末時点における事業者数を見込む

**オ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備**

(ア) 国は、児童発達支援センターを市内又は圏域で1カ所以上設置することを求めていることから、設置に向けた検討を行います。

(イ) 国は、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を求めています。本市では、保育所等訪問支援を利用できる体制が整っておりますが、市内には、同支援を実施する事業所がないことから、より利用しやすい体制を整えるため、事業所等に働きかけを行います。

(ウ) 国は、主に重症心身障害児を支援する発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内又は圏域に1カ所以上確保するよう求めています。

本市では、重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所が確保されています。

(エ) 国は、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を市又は圏域で設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置するよう求めています。

本市では、中東遠圏域自立支援協議会の重心部会において協議の場を設置していることから、コーディネーターの配置についても、同協議会において検討してまいります。

**カ 相談支援体制の充実・強化等**

国は令和5年度末までに、市内又は圏域において相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保するよう求めています。

本市では、中遠地区自立支援協議会袋井支部において相談業務の現状、課題、支援方法等の情報共有を図り、課題解決、支援体制の強化に取り組めます。

**キ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築**

国は令和5年度末までに、県又は市においてサービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築を求めています。



本市では中遠地区自立支援協議会袋井支部において利用者が求めるサービスの現状、課題提供方法の情報共有を図り、課題解決、適切なサービス提供に取り組みます。

## (2) 自立支援給付に係るサービスの見込量

障害福祉サービスの見込量については、第5期計画の実績をもとに、利用すると思われるサービス種別ごとに人数を積み上げました。

また、新たに整備される施設のサービス種別ごとに利用者数を勘案し、事業所にアンケート調査を行ない、地域の実情などを踏まえ現状を反映した見込量としました。

### ア 訪問系サービス

【必要な量の見込（月当たり）】

項目	区分	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護 重度訪問介護	利用者数	52人	55人	60人
	利用量	12時間	12時間	12時間
行動援護・同行援護 重度障害者等包括支援	サービス見込量	624時間分	660時間分	720時間分

【サービス見込量の設定】

(ア) 利用者数は、平成30年度から令和元年度の利用者数等の実績のほか、コロナ禍の影響等により減少傾向にあった訪問系サービスが、今後は徐々に回復傾向となる事を見込み、微増による目標設定と致しました。

(イ) 利用量12時間は、実績を踏まえ設定しました。

【サービス見込量に対応するための方策】

(ア) 相談支援事業所がサービス等利用計画書を作成し、総合的な支援方針や解決すべき課題を踏まえ、適切なサービスを利用者に提供できるように努めます。

(イ) 障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、指定障害福祉サービス事業者と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施に努めます。

また、精神障がいのある人や重度障がいのある人に対するサービス実施主体は現状少ないため、介護保険サービスの提供事業者の障がい福祉分野への参入促進を働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。

(ウ) サービス提供事業者に対し各種講習等の情報提供を行い、より質の高いサービスが提供できるように努めます。

## イ 日中活動系サービス

【必要な量の見込（月当たり）】

項目	区分	R3年度	R4年度	R5年度	
日中活動系サービス全体の見込量	サービス見込量	492人分	535人分	581人分	
生活介護	通所	利用者数	121人	126人	133人
		利用量	20日	20日	20日
	入所	利用者数	64人	64人	63人
		利用量	20日	20日	20日
	合計	サービス見込量	3,771人日分	3,871人日分	3,991人日分
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1人	1人	1人	
	利用量	8日	8日	8日	
	サービス見込量	8人日分	8人日分	8人日分	
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	9人	10人	12人	
	利用量	27日	27日	27日	
	サービス見込量	241人日分	268人日分	322人日分	
就労移行支援	利用者数	22人	27人	26人	
	利用量	15日	15日	15日	
	サービス見込量	334人日分	409人日分	394人日分	
就労継続支援 (A型＝雇用型)	利用者数	20人	27人	34人	
	利用量	20日	20日	20日	
	サービス見込量	399人日分	539人日分	679人日分	
就労継続支援 (B型＝非雇用型)	利用者数	216人	237人	265人	
	利用量	18日	18日	18日	
	サービス見込量	3,894人日分	4,272人日分	4,776人日分	
就労定着支援	利用者数	4人	8人	12人	
療養介護	サービス見込量	8人分	8人分	8人分	
短期入所	福祉型	利用者数	25人	25人	25人
		利用量	10日	10日	10日
	医療型	利用者数	2人	2人	2人
		利用量	4日	4日	4日
	合計	サービス見込量	266人日分	266人日分	266人日分

【サービス見込量の設定】

(ア) 令和元年度実績等を踏まえ、サービスの利用者となる人を個別に検討し、利用するであろうサービス種別ごとに人数を積み上げるとともに、新たに整備さ

れた施設のサービス種別ごとに利用数を加算し、地域の実情などを踏まえ現状を反映した見込量を算出しました。

(イ) 利用量については、各サービス毎の平均利用日数を勘案し設定しました。

【サービス見込量に対応するための方策】

(ア) 地域全体で障がいのある人を支える力を高める観点から、引き続き、中遠地域自立支援協議会等を活用し、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健、医療関係者等の連携を図ります。

(イ) 介護保険施設の活用により、日中活動系事業が実施できないかなど、高齢者関係事業者と連携を図り、多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。

(ウ) 国・県・市の助成制度や、民間福祉団体の助成制度などをPRし、事業者の施設整備を支援します。

(エ) 障がいのある方や家族が気軽に相談でき、利用者のニーズを把握してサービスに繋げることができる一般相談支援事業所のPRに努めます。

(オ) 福祉施設等における障がい者の仕事の確保のため、授産製品のPRや販売に協力するとともに、福祉施設等からの物品や役務の調達の拡大に努めます。

## ウ 居住系サービス

【必要な量の見込（月当たり）】

項目	区分	R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	40人	40人	50人
施設入所支援	利用者数	64人	64人	63人
自立生活援助	利用者数	1人	1人	1人

【サービス見込量の設定】

(ア) 共同生活援助(グループホーム)のサービス見込量は、これまでの実績等を踏まえ、在宅等からの新たな利用者数を見込み設定しました。

(イ) 施設入所支援のサービス見込量は、通過施設利用者数や令和元年3月の入所実績に、地域移行できる利用者や通過施設の利用者数等を見込み設定しました。

(ウ) 自立生活援助の利用者数は、新たな事業で実績がないことから、毎年1人が利用するものと見込みました。

【サービス見込量に対応するための方策】

(ア) 障がいのある人が安心して病院や施設から、グループホームに移行できるよう、相談支援事業所、医療機関や運営法人などと連携を図ります。

(イ) 施設入所支援については、静岡県指定障害者支援施設入所利用調整要綱により、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある人の受け入れを優先していきます。

(ウ) 自立生活援助については、事業所等への働きかけを行い参入の促進を図ります。

## エ その他のサービス

【必要な量の見込（年当たり）】

項目	区分	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援 (サービス利用計画作成)	利用者数	509人	519人	529人
地域相談支援 (サービス利用計画作成)	利用者数	1人	1人	2人

【サービス見込量の設定】

サービス計画の作成については、障害福祉サービスを利用するすべての人が対象であるため、各年度の新たなサービス利用者を見込み計画相談支援の人数を推計しました。

また、精神科病院の退院予定者等で地域移行支援を必要とする人を見込み地域相談支援の人数を推計しました。

(ア) 生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当することから、引き続き、これに対応できる体制の確保に努めます。

(イ) 医療機関（入院）や福祉施設（通過型）から、地域での生活へスムーズに移行し、定着できるよう支援します。

## オ 相談支援体制の強化・充実

【必要な量の見込（年当たり）】

第6期の活動指標	R3年度	R4年度	R5年度
相談支援事業者への指導・助言回数	2回	2回	2回
人材育成のための支援の回数	1回	1回	1回
相談支援機関との連携強化の取り組みの実施	12回	12回	12回

【サービス見込量の設定】

相談支援体制の強化・充実のための取り組みにあたって、本市の取り組みとしては、関係機関及び各事業所との連携をより充実させるため、現在、既に行われている報告会等の実施回数を活用しております。

【サービス見込量に対応するための方策】

(ア) 相談支援事業者への指導・助言回数については、各事業所からの報告書の内容に基づき、市は相談支援事業者と情報を共有し現状確認を行っていきます。また、課題等があれば必要に応じて指導や助言を行っていきます。

(イ) 人材育成のための支援の回数については、連絡会等を開催し、市からの制度説明や困難ケースの事例検討などを実施することで、各事業所の相談員のスキルアップの支援を図っていきます。

(ウ) 相談支援機関との連携強化の取り組みについては、既に行われている各事業所による報告会等の内容の充実を図り、更なる連携強化を図っていきます。

## カ 地域生活拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討

【必要な量の見込（年当たり）】

第6期の活動指標			
拠点等の整備、機能充実に向けた検証及び検討を行う場の名称	中遠地区自立支援協議会袋井支部		
上記検証及び検討の年間実施回数	R3年度	R4年度	R5年度
	2回	2回	2回

【サービス見込量の設定】

本市における地域生活支援拠点の整備等については、先進事例等を含めた中で検討を行なっていくこととしておりますが、その検討の場については、中遠地区自立支援協議会袋井支部を検討の場として位置付けることとしました。

【サービス見込量に対応するための方策】

拠点等の整備、機能充実に向けた検証等、必要に応じて意見を伺います。

## キ 発達障がい者（児）支援関係

【必要な量の見込（年当たり）】

第6期の活動指標			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	R3年度	R4年度	R5年度
	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	R3年度	R4年度	R5年度
	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	R3年度	R4年度	R5年度
	1人	1人	1人

【サービス見込量の設定】

現在、本市において対象となる者はありませんが、中東遠圏域における基本整備の促進に合わせ、本市においても各人材の育成に向け、新たに1人を目標値として設定しました。

【サービス見込量に対応するための方策】

現在、中東遠圏域において課題等を共有し、支援に向けて基本的な整備方針の検討を進めております。

### ★ペアレントトレーニングとは

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること

### ★ペアレントプログラムとは

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを支援するプログラム

### ★ペアレントメンターとは

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親

### ★ピアサポートとは

同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取り組み

## ク 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国は、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、市又は圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置するよう求めています。

本市では、中東遠圏域自立支援協議会の地域移行・地域定着部会を協議の場として位置づけてまいります。

## ケ 障害福祉サービス等の質の向上

【必要な量の見込（年当たり）】

第6期の活動指標			
相談支援従事者初任者研修の参加人数	R3年度	R4年度	R5年度
	1人	1人	1人
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	R3年度	R4年度	R5年度
	2人	2人	2人

【サービス見込量の設定】

活動指標は、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への参加人数を定めるよう求めています。

（相談支援従事者初任者研修）

本研修は、相談支援専門員になるための研修であり、相談業務の質の向上のため、職員が研修会へ参加いたします。

（障害支援区分認定調査員研修）

本市では、人事異動等新たに配属となった職員は、認定調査を行うための資格として受講が必須となりますので、今後見込まれる人数を設定しました。

【サービス見込量に対応するための方策】

障がい福祉を担当する職員は、少なくとも1人以上が受講し、認定調査のほか、相談業務にあたる、職員のスキルアップを図ります。

また、係内における調査内容の情報共有化を図り、より適切なサービスの提供に繋げることにします。

(3) 障害児通所給付に係るサービスの見込量

【必要な量の見込（月当たり、相談支援のみ年当たり）】

項目	区分	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	利用者数	91人	94人	98人
	利用量	4日	4日	4日
	サービス見込量	378 人日分	390 人日分	406 人日分
医療型児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人
	利用量	0日	0日	0日
	サービス見込量	0人日分	0人日分	0人日分
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人
	利用量	0日	0日	0日
	サービス見込量	0人日分	0人日分	0人日分
放課後等 デイサービス	利用者数	230人	243人	251人
	利用量	8日	8日	8日
	サービス見込量	1,834 人日分	1,924 人日分	1,964 人日分
保育所等訪問支援	利用者数	1人	2人	3人
障害児相談支援	利用者数	322人	332人	345人

【サービス見込量の設定】

サービス見込量はこれまでの実績と令和元年3月の利用者数・利用量を基準に、新たな利用者数を見込み設定しました。

【サービス見込量に対応するための方策】

保育所等訪問支援等が市内でも利用できるよう、事業所等へ働きかけを行います。

(4) 地域生活支援事業実施に関する事項

第5期計画の事業ごとの実績（令和2年度は見込数値）							
事業名		H30年度		R1年度		R2年度	
		箇所	利用者 件数	箇所	利用者 件数	箇所	利用者 件数
(1) 相談支援事業							
ア	相談支援事業						
	(ア) 一般相談支援事業	3		3		3	
	(イ) 指定特定相談支援事業	5		5		5	
	(ウ) 地域自立支援協議会	実施		実施		実施	
	イ 相談支援機能強化事業	実施		実施		実施	
ウ	住宅入居等支援事業	未実施		未実施		未実施	
(2) 成年後見制度利用支援事業							
	成年後見制度利用支援事業		2		1		1
(3) 意思疎通支援事業							
ア	手話通訳者及び要約筆記者派遣事業		21		22		22
(4) 日常生活用具給付等事業							
		(件数)		(件数)		(件数)	
ア	介護・訓練支援用具		4		2		5
イ	自立生活支援用具		10		7		7
ウ	在宅療養等支援用具		15		4		8
エ	情報・意思疎通支援用具		38		88		90
オ	排泄管理支援用具		1,450		1,543		1,550
カ	住宅改修費助成事業		3		0		2
キ	点字図書給付事業		3		2		3
(5) 手話奉仕員養成事業							
ア	手話奉仕員養成事業		22		21		22
(6) 移動支援事業							
		(時間)		(時間)		(時間)	
ア	外出介護事業	15	1,024	15	992	15	1,000
(7) 地域活動支援センター事業							
ア	基礎的事業	1	71	1	61	1	70
イ	機能強化事業	1	—	1	—	1	—

(注1) (4)日常生活用具給付事業の数値は、給付見込み件数を記載。

(注2) (5)手話奉仕員養成事業は、養成講習会開催回数を記載。

(注3) (6)移動支援事業では、実施見込み箇所数、延べ利用見込み時間数を記載。



第6期計画の事業ごとの見込						
事業名	R3年度		R4年度		R5年度	
	箇所	利用者 件数	箇所	利用者 件数	箇所	利用者 件数
(1) 相談支援事業						
ア	相談支援事業					
	(ア) 一般相談支援事業	3	3	3	3	
	(イ) 指定特定相談支援事業	5	5	5	5	
	(ウ) 地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	
イ	相談支援機能強化事業		実施		実施	
ウ	住宅入居等支援事業		実施		実施	
(2) 成年後見制度利用支援事業						
ア	成年後見制度利用支援事業		2	2	2	2
(3) 意思疎通支援事業						
ア	手話通訳者及び要約筆記派遣事業		22	23	24	24
(4) 日常生活用具給付等事業						
		(件数)	(件数)	(件数)	(件数)	(件数)
ア	介護・訓練支援用具		5	5	5	5
イ	自立生活支援用具		10	10	10	10
ウ	在宅療養等支援用具		15	15	15	15
エ	情報・意思疎通支援用具		90	90	90	90
オ	排泄管理支援用具		1,450	1,470	1,490	1,490
カ	住宅改修費助成事業		3	3	3	3
キ	点字図書給付事業		5	5	5	5
(5) 手話奉仕員養成事業						
ア	手話奉仕員養成事業		25	25	25	25
(6) 移動支援事業						
		(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
	外出介護事業		12	1,000	12	1,000
(7) 地域活動支援センター事業						
ア	基礎的事業		1	75	1	75
イ	機能強化事業		1	—	1	—

(注1) (4)日常生活用具給付事業の数値は、給付見込み件数を記載。

(注2) (5)手話奉仕員養成事業は、養成講習開催回数を記載。

(注3) (6)移動支援事業では、実施見込み箇所数、延べ利用見込み時間数を記載。

【サービス見込量の設定】

- ア 各事業のサービス提供施設の箇所数は近年の増加量等を踏まえて設定しました。
- イ 利用者・件数について、(3) 意思疎通支援事業(4) 日常生活用具給付等事業(6) 移動支援事業(7) 地域活動支援センター事業は令和元年度の利用実績を踏まえ設定しました。
- ウ 成年後見制度の利用促進を図るため、身寄りがない人などの市長申し立て手続きや、後見人等への報酬助成制度などを実施するとともに、市民後見人についても育成に努めます。

(5) 基盤整備に関する事項

サービスの種類	R3年度	R4年度	R5年度
就労継続支援B型	10人	10人	10人
共同生活援助(グループホーム)			10人
児童発達支援	10人		

※施設整備実施希望年度ベースにより計上

【見込量の設定】

事業者へのアンケート調査や各事業所が通所、入所している障がい者の御家族からの意見などを踏まえ、利用見込みのあるサービス事業について設定しました。

【見込量確保のための方策】

社会福祉法人やNPO法人等と連携を図り、施設整備の実施主体の確保に努めます。

## 第5期計画実績値と第6期計画値等の比較

## 自立支援給付

## 【訪問系サービス】

			第5期(実績値)			第6期(計画値)		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	利用者数	(人)	62	57	51	52	55	60
	利用量/人	(時間)	10	10	12	12	12	12
	サービス利用量	(時間分)	604	587	612	624	660	720

## 【日中活動系サービス】

生活介護 (通所 (入所))	利用者数	(人)	105	108	118	121	126	133
	利用者数	(人)	69	64	63	64	64	63
	サービス利用量	(人日分)	3,502	3,431	3,691	3,771	3,871	3,991
自立訓練(機能訓練)	利用者数	(人)	1	0	0	1	1	1
	利用量/人	(日)	15	0	0	8	8	8
	サービス利用量	(人日分)	5	0	0	8	8	8
自立訓練(生活訓練)	利用者数	(人)	13	3	6	9	10	12
	利用量/人	(日)	18	17	27	27	27	27
	サービス利用量	(人日分)	237	49	160	241	268	322
就労移行支援	利用者数	(人)	19	14	20	22	27	26
	利用量/人	(日)	16	15	15	15	15	15
	サービス利用量	(人日分)	295	246	304	334	409	394
就労継続支援(A型)	利用者数	(人)	9	8	13	20	27	34
	利用量/人	(日)	18	19	20	20	20	20
	サービス利用量	(人日分)	161	171	259	399	539	679
就労継続支援(B型)	利用者数	(人)	167	196	202	216	237	265
	利用量/人	(日)	18	18	18	18	18	18
	サービス利用量	(人日分)	2,957	3,462	3,642	3,894	4,272	4,776
就労定着支援	利用者数	(人)	1	2	0	4	8	12
療養介護	利用者数	(人)	6	7	8	8	8	8
短期入所 (福祉型) (医療型)	利用者数	(人)	21	25	25	25	25	25
	利用量/人	(日)	9	9	10	10	10	10
	利用者数	(人)	1	1	2	2	2	2
	利用量/人	(日)	4	2	2	4	4	4
	サービス利用量	(人日分)	189	203	266	266	266	266

## 【居住系サービス】

共同生活援助	サービス利用量	(人分)	25	36	40	40	40	50
施設入所支援	サービス利用量	(人分)	72	67	64	64	64	63
自立生活援助	サービス利用量	(人分)	0	0	1	1	1	1

## 【相談支援】

計画相談支援	利用者数	(人分)	489	498	499	509	519	529
--------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

## 【地域相談支援】

地域移行支援	利用者数	(人分)	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数	(人分)	1	1	0	0	0	1

## 障害児通所給付

児童発達支援	利用者数	(人分)	102	90	91	91	94	98
医療型児童発達支援	利用者数	(人分)	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	(人分)	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	(人分)	128	158	220	230	243	251
保育所等訪問支援	利用者数	(人分)	0	1	0	1	2	3
障害児相談支援	利用者数	(人分)	272	279	311	322	332	345

## 市内障害福祉サービス等提供施設一覧

令和2年9月現在

サービス種別	施設・事業所名	所在地	施設数
訪問系サービス (居宅介護、同行援護等)	ニチケアセンター袋井 袋井市社会福祉協議会	袋井市新屋 袋井市浅名	2
生活介護	袋井学園 あきは寮 あきは寮あゆみの家分場 風の森 風の街 ケアハウスやくわり ディアコニア・デイサービス ワークスつばさ	袋井市広岡 袋井市横井 袋井市堀越 袋井市村松 袋井市堀越 袋井市大野 袋井市山崎 袋井市泉町	8
就労移行支援	はたらき 学び舎 あいまいもこ	袋井市久能 袋井市久能	2
就労継続支援A型	すみれの丘	袋井市栄町	1
就労継続支援B型	すずらん共同作業所 可睡すずらん共同作業所 なごみかぜ工房 さわや家 NAGOMIカフェ ワークショップやくわり はたらき すこやかワーク ういず つながり ファミリー いぶき 学び舎 あいまいもこ ワークスつばさ	袋井市久能 袋井市久能 袋井市小山 袋井市小山 袋井市堀越 袋井市大野 袋井市久能 袋井市旭町 袋井市浅羽 袋井市国本 袋井市中 袋井市山崎 袋井市久能 袋井市泉町	14
就労定着支援	はたらき 学び舎 あいまいもこ	袋井市久能 袋井市久能	2
短期入所	袋井学園 あきは寮 風の駅舎番館 あぼろん ディアコニア・ショートステイ リゾートホテルホーム袋井深見	袋井市広岡 袋井市横井 袋井市田町 袋井市久能 袋井市山崎 袋井市深見	6
共同生活援助	オランチ はなきりん 風の駅舎番館 あぼろん グループホームからし種 リゾートホテルホーム袋井深見	袋井市泉町等 <sup>6カ所</sup> 袋井市小山 袋井市田町 袋井市久能 袋井市川井 袋井市深見	6
施設入所支援	袋井学園 あきは寮	袋井市広岡 袋井市横井	2

## 市内障害福祉サービス等提供施設一覧

サービス種別	施設・事業所名	所在地	施設数
計画相談支援 障害児相談支援	袋井いろいろ 風の窓 めいわラック 未来サポート ファミリア	袋井市久能 袋井市小山 袋井市泉町 袋井市方丈 袋井市国本	5
地域相談支援（地域移行 支援・地域定着支援）	ふう ごん太	袋井市堀越 袋井市浅羽	2
児童発達支援	すこやか国本 きらり はぐくみ	袋井市国本 袋井市堀越 袋井市高尾	3
放課後等デイサービス	なばな ひまわり 浅羽校 ひまわり 袋井南中前校 ひまわり 袋井駅前校 ひまわり 袋井山梨校 アソベル袋井 アソベルあさひ町 アソベル久能 アソベル袋井駅前 すこやか国本 すこやか旭 すこやか山梨 きらり 子どもハウスULU西同笠	袋井市久能 袋井市浅羽 袋井市大門 袋井市高尾町 袋井市下山梨 袋井市旭町 袋井市旭町 袋井市久能 袋井市三門町 袋井市国本 袋井市旭町 袋井市下山梨 袋井市堀越 袋井市西同笠	14

## 計画策定の経過

年度	日付	会議名等	内容
令和2年度	令和2年7月1日から令和2年7月31日まで	第6期障がい福祉計画等策定に伴うアンケート調査	中遠地域各事業所へ発送 (袋井市、磐田市、森町) ◎相談支援事業所 18事業所中12事業所 有効回答率：66.6% ◎障害児給付事業所 23事業所中15事業所 有効回答率：65.2% ◎障害者福祉事業所 42事業所中29事業所 有効回答率：69.0%
	令和2年10月1日	第1回袋井市障害者計画推進協議会	・第6期障がい福祉計画等の策定について ・計画(素案)の審議
	令和2年10月12日	県ヒアリング	目標数値等の報告及び内容の審査
	令和2年11月16日から令和2年12月15日まで	パブリックコメント	【閲覧場所】 ・しあわせ推進課 ・情報公開コーナー ・浅羽支所 ・月見の里学遊館 ・はーとふるプラザ袋井 ・さわやかアリーナ ・市ホームページ
	令和2年12月24日	第2回袋井市障害者計画推進協議会	・第6期障がい福祉計画等の策定について ・計画(案)の審議

## 袋井市障害者計画推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 袋井市は、障害者計画（以下「計画」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袋井市障害者計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民組織の代表者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 保健・医療に関係する者
- (4) 教育に関係する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部しあわせ推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第49号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第50号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第54号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。



## 袋井市障害者計画推進協議会 委員名簿

(任期：平成30年4月1日～令和3年3月31日)

氏名	所属区分	備考
渥美正徳	袋井市自治会連合会（浅羽西自治会連合会長）	～平成31年3月31日
竹原和義		平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
荒井伸喜		令和2年4月1日～
中山美知恵	袋井市民生委員児童委員協議会障害者福祉部会（部会長）	～令和元年11月30日
西郷勉		令和元年12月1日～ 令和2年11月30日
鈴木豊		令和2年12月1日～
池谷之男	袋井市社会福祉協議会会長	
山本博司	袋井市身体障害者福祉会会長	～令和2年4月25日
久野哲夫		令和2年4月26日～
鈴木昇七	袋井市身体障害者福祉会視覚障害者部代表	
飯田靖子	袋井市身体障害者福祉会聴覚障害者部代表	
高橋秀夫	袋井市手をつなぐ育成会副会長	
鈴木なほこ	中遠地域精神保健福祉会丹誠会副会長	
藤田安	社会福祉法人ひつじ理事長	
早川麻由美	社会福祉法人なごみかぜ常務理事	
八谷礼子	社会福祉法人明和会本部事務部長	
伊藤政孝	磐周医師会袋井支部（青葉こどもクリニック）	
山田英徳	日本作業療法士協会静岡県士会	
福井達哉	袋井特別支援学校校長	～平成31年3月31日
佐藤徹		平成31年4月1日～
増本旭	NPO法人視覚障害者サポートネット理事長（静岡福祉大学 講師）	
鈴木砂登美	タップ(株) 放課後等デイサービス ひまわり浅羽校 児童発達支援管理責任者	
加子勝巳	磐田公共職業安定所 所長	～令和2年3月31日
佐野徹		令和2年4月1日～

袋井市第6期障がい福祉計画  
袋井市第2期障がい児福祉計画  
令和3年3月策定

袋井市 市民生活部 しあわせ推進課  
〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1  
TEL : 0538-44-3114 FAX : 0538-43-6285  
e-mail : shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp